

証券コード 3547
平成30年2月9日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目7番6号

株式会社串カツ田中

代表取締役 貫 啓 二
社 長

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年2月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年2月27日（火曜日）午前11時 開場午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
TOCビル 13階特別ホール134号会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第16期（平成28年12月1日から平成29年11月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件 |
| 第5号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kushi-tanaka.co.jp/ir/library/meeting/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年12月1日から
平成29年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が継続し、個人消費も緩やかな回復基調が見られましたが、米国政権の政策に対する懸念、地政学的リスクなど、先行きは不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、人件費関連コストの上昇に加え、原材料価格の高騰、業種・業態を超えた企業間競争の激化により、経営環境は依然として厳しい状況で推移しております。

このような状況のなか、当社は、「串カツ田中の串カツで、一人でも多くの笑顔を生むことにより、社会貢献する。」という企業理念のもと、より多くのお客様に笑顔と感動を提供することのできる店舗作りに取り組み、成長のための施策を実施してまいりました。さらには、全国1,000店舗を長期的な目標に掲げ、直営店の出店、フランチャイズ加盟店の推進に努めてまいりました。

その結果、直営店71店舗(前事業年度末比21店舗増)、フランチャイズ店95店舗(前事業年度末比14店舗増)の166店舗となりました。新規出店の加速に伴い、売上高は5,529,521千円(前事業年度比39.2%増)、売上総利益は3,387,370千円(同40.4%増)、販売費及び一般管理費は3,000,135千円(同43.1%増)となり、営業利益は387,234千円(同22.4%増)、経常利益は520,188千円(同27.2%増)となりました。当期純利益は327,209千円(同26.5%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、20店舗の新規出店の実施に伴い、設備投資総額650,513千円となりました。なお、設備投資総額には、差入保証金を含めております。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、世界的な景気後退を背景とした生活防衛意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえて当社では、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 既存店売上の維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的に容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社は、大阪伝統の味串カツにこだわり、また、接客サービスにこだわり、他社と差別化することで店舗収益を確保しております。今後も商品・サービス・クリンリネスをブラッシュアップするとともに、大阪伝統の串カツを地域社会に浸透させることにより、店舗収益力の維持、向上を図っていく方針です。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社は、大阪伝統の串カツ専門店の「串カツ田中」という外食店舗（居酒屋）を主に首都圏において展開しております。新たな収益獲得のため、串カツ田中を社会に認知してもらうべく、新規出店を継続し、出店エリアの拡大を図っております。そのために、物件情報の取得及び物件開発の人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

③ 衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題等により、食材の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各直営店舗及びフランチャイズの各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査、食品工場への監査、外部機関による店舗調査、衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図っていく方針です。

④ 人材採用・教育強化

当社の他社との差別化の源泉は接客サービスであり、今後の成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。当社の企業理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、人材の確保に積極的に取り組んでまいります。従業員満足を実現することが、その先の顧客満足を生み出すと考え、人事戦略として、従業員が笑顔で楽しくやりがいを感じて働ける環境を整備しております。

環境整備の一つとして、各店の社員数を拡充することで、外食産業では難しいとされる週休2日制(連休)を導入しております。また、各店でキャンペーン等の売上高を競うことで、自主的に販促方法の検討を促し、仕事を通じてやりがいを感じられるようにしております。さらに、定期的に売上や費用項目(人件費等)等の予算達成率等の成績、衛生検査・覆面調査等の成績を数値化し、公平公正な評価制度を運用することで、従業員の努力が目に見える形で還元される仕組みを構築しております。

人材教育に関しては、各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、事業の長期的な発展という観点から、従業員との長期的なパートナーシップを築くため、社員独立支援制度を整備しております。

その他、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘などにより、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、さらなる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充し、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び全従業員に対しての継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年11月期 第13期	平成27年11月期 第14期	平成28年11月期 第15期	平成29年11月期 (当期) 第16期
売上高	1,360,521 千円	2,510,606 千円	3,972,043 千円	5,529,521 千円
経常利益	176,241 千円	267,507 千円	408,977 千円	520,188 千円
当期純利益	120,557 千円	183,938 千円	258,722 千円	327,209 千円
1株当たり当期純利益	43.12 円	25.55 円	31.97 円	36.23 円
総資産	1,413,961 千円	2,034,985 千円	3,476,807 千円	3,665,079 千円
純資産	317,730 千円	501,669 千円	1,852,220 千円	2,093,657 千円
1株当たり純資産額	44.13 円	69.68 円	205.21 円	229.35 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算定しております。
2. 当社は平成27年10月1日付で普通株式1株につき400株、平成28年7月4日付で普通株式1株につき5株、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株及び平成29年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、当該株式分割が第13期の期首に行われたものとして算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は「申カツ田中の申カツで、一人でも多くの笑顔を生むことにより、社会貢献する。」を経営理念に、「申カツ田中」の単一ブランドで関東圏を中心に全国規模で飲食事業を展開しています。

(8) 主要な営業所及び工場

本社	東京都
店舗	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178 (223) 名	59 (35) 名増	29.5歳	1.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前期末と比較して増加した主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	198,490 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	127,095
株式会社三井住友銀行	68,856
株式会社みずほ銀行	61,046
西武信用金庫	54,469

(11) その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 9,600,000株

(2) 発行済株式の総数 3,042,840株

(3) 株主数 3,305名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ノ ー ト	1,000 千株	32.86 %
貫 啓 二	935	30.72
貫 花 音	120	3.94
田 中 洋 江	114	3.77
株 式 会 社 S B I 証 券	41	1.35
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	36	1.19
松 井 証 券 株 式 会 社	15	0.49
畦 地 徹	12	0.41
グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限責任組合	12	0.40
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	11	0.38

(注) 自己株式は所有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数が1,504,300株増加し、3,008,600株となりました。
- ②当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が34,240株、資本金が2,242千円、資本準備金が2,242千円増加しております。
- ③平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行うことを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は28,800,000株に、発行済株式の総数は9,128,520株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
7,680個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 76,800株（新株予約権1個につき10株）
- ③ 新株予約権の行使条件
 - (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
 - (b) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (c) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 限	個 数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第1回（131円）	平成29年10月20日 ～平成37年10月19日	7,680個	4名

（注）1. 当社は平成28年7月4日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数が、9,600株から48,000株に変更になっております。

また、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数が、48,000株から96,000株に変更になっております。

また、平成29年11月に、取締役4名が各480個（4,800株）、合計1,920個（19,200株）の新株予約権を行使いたしました。

2. 取締役4名のうち1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年11月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
貫 啓 二	代表取締役社長	株式会社ノート 代表取締役
田 中 洋 江	取締役副社長マーケティング部長	
近 藤 昭 人	取締役店舗企画部長	
坂 本 壽 男	取締役管理部長	
大須賀 伸 博	取締役営業本部長	
赤羽根 靖 隆	取締役	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会 理事
西 川 勝 久	常勤監査役	
深 見 浩 一	監査役	株式会社PrunZ 代表取締役 株式会社Human Resource Creation 代表取締役 ENMARU international Pte,LTD. 代表取締役 株式会社PrunZ CarE 代表取締役 株式会社P-function 取締役 一般社団法人日本フードビジネス国際化協会 理事長
佐 藤 信 之	監査役	株式会社epoc 代表取締役 株式会社epocトレーディング 代表取締役 株式会社エー・ピーカンパニー 社外取締役 株式会社エージェント 社外監査役 株式会社サンシャインジュース 社外監査役

- (注) 1. 取締役赤羽根靖隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西川勝久氏、深見浩一氏及び佐藤信之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西川勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤信之氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役赤羽根靖隆氏、監査役西川勝久氏、監査役深見浩一氏及び監査役佐藤信之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役及び社外監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	92,800千円（うち社外	1名	2,400千円）
監査役	3名	9,281千円（うち社外	3名	9,281千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、平成27年2月2日開催の臨時株主総会で決議された年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。
2. 監査役の報酬等の額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成27年2月2日開催の臨時株主総会で決議された年額40,000千円以内の範囲で、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼 務 先	当該他の法人等との関係
取締役 赤羽根 靖 隆	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会 理事	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 西 川 勝 久	該当事項はありません。	
監査役 深 見 浩 一	株式会社PrunZ 代表取締役 株式会社Human Resource Creation 代表取締役 ENMARU international Pte,LTD. 代表取締役 株式会社PrunZ CarE 代表取締役 株式会社P-function 取締役 一般社団法人日本フードビジネス国際化協会 理事長	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 佐 藤 信 之	株式会社epoc 代表取締役 株式会社epocトレーディング 代表取締役 株式会社エー・ピーカンパニー 社外取締役 株式会社エージェント 社外監査役 株式会社サンシャインジュース 社外監査役	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 赤羽根 靖 隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。上場会社の代表取締役を務めた経験をはじめとした豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。
監査役 西 川 勝 久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士として培った知識、経験から適宜発言を行っております。
監査役 深 見 浩 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。
監査役 佐 藤 信 之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

監査役会は、同監査法人が受けた上記処分内容の詳細及び金融庁に提出された業務改善計画の概要や実施状況の説明を定期的に受けております。

その結果、業務改善計画に基づく品質管理体制の再構築及び運用が着実に実施されていること、当社に対する監査業務が適正かつ厳格になされていること等を評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(決議日平成27年10月19日)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、取締役会規程をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底させることとします。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が法令及び定款に適合しているかを監査することとします。

また、内部監査室は、代表取締役社長直轄の部門として、社内における職務の執行が社内規程に適合しているかを監査することとします。

なお、取締役及び使用人の不正もしくは法令違反等を発見した場合などについては通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備することとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理をすることとします。

また、文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧に供することとします。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めることとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス、衛生管理、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれ担当者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎週開催される幹部会において報告し、情報を共有することとします。

また、実際にリスクが顕在化した場合には、その対応策を幹部会で討議し、代表取締役社長の命により直ちに対応することとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回定例で取締役会を開催するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時に取締役会を開催していますが、取締役会による決定を要しない事項については、幹部会において議論し、決定することとします。

また、日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行することとします。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。

当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとし、

また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人からその説明を求めることとします。

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととします。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を、発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとします。

⑦ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとします。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換を行うこととします。

また、内部監査室長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査及び会計監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行うこととします。

なお、常勤監査役は本社の事務室内に席を置き、日常レベルで業務の遂行を把握することとします。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確認、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめることとします。

- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には取引を解消することとします。

また、新規の取引を開始するにあたっては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認したうえで開始することとします。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、被害等の拡大を防ぐこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

② 取締役会

定例取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しております。会社の重要事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

④ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、代表取締役及び内部監査室と定期的な意見交換も実施いたしました。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,458,247	流 動 負 債	1,002,508
現 金 及 び 預 金	1,123,482	買 掛 金	352,069
売 掛 金	175,683	1 年内返済予定の長期借入金	200,287
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	27,886	リ ー ス 債 務	7,344
前 払 費 用	51,262	未 払 金	72,130
短 期 貸 付 金	7,344	未 払 費 用	141,617
未 収 入 金	26,975	未 払 法 人 税 等	136,109
繰 延 税 金 資 産	27,833	預 り 金	13,263
そ の 他	17,779	前 受 収 益	27,640
固 定 資 産	2,206,831	未 払 消 費 税 等	52,045
有 形 固 定 資 産	1,082,173	固 定 負 債	568,913
建 物	781,037	長 期 借 入 金	372,813
機 械 及 び 装 置	80,901	リ ー ス 債 務	14,076
車 両 運 搬 具	2,757	資 産 除 去 債 務	84,024
工 具、器 具 及 び 備 品	107,257	長 期 預 り 保 証 金	98,000
リ ー ス 資 産	20,400		
建 設 仮 勘 定	89,818	負 債 合 計	1,571,422
無 形 固 定 資 産	7,893	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	7,893	株 主 資 本	2,093,657
投資その他の資産	1,116,764	資 本 金	568,156
投 資 有 価 証 券	437,229	資 本 剰 余 金	558,156
出 資 金	20	資 本 準 備 金	558,156
長 期 貸 付 金	14,076	利 益 剰 余 金	967,343
長 期 前 払 費 用	57,253	そ の 他 利 益 剰 余 金	967,343
差 入 保 証 金	277,081	繰 越 利 益 剰 余 金	967,343
繰 延 税 金 資 産	28,227		
投 資 不 動 産	302,876	純 資 産 合 計	2,093,657
資 産 合 計	3,665,079	負債及び純資産合計	3,665,079

損 益 計 算 書

(平成28年12月 1 日から)
(平成29年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,529,521
売上原価	2,142,150
売上総利益	3,387,370
販売費及び一般管理費	3,000,135
営業利益	387,234
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,477
不動産賃貸料	22,713
協賛金収入	118,088
その他	7,748
営業外費用	
支払利息	7,741
不動産賃貸原価	9,083
その他	1,248
経常利益	520,188
特別損失	
固定資産除却損	5,070
減損損失	15,126
税引前当期純利益	499,991
法人税、住民税及び事業税	190,800
法人税等調整額	△18,018
当期純利益	327,209

株主資本等変動計算書

(平成28年12月 1 日から)
(平成29年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	565,914	555,914	555,914	730,392	730,392	1,852,220	1,852,220
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	2,242	2,242	2,242			4,485	4,485
剰余金の配当				△90,258	△90,258	△90,258	△90,258
当期純利益				327,209	327,209	327,209	327,209
当期変動額合計	2,242	2,242	2,242	236,951	236,951	241,436	241,436
当期末残高	568,156	558,156	558,156	967,343	967,343	2,093,657	2,093,657

個 別 注 記 表

(平成28年12月 1 日から)
(平成29年11月30日まで)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）は、定額法によっております。

（ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法）

その他の有形固定資産は、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～24年
機械及び装置	5年～8年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～8年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

(5) 投資不動産

定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物

25年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

当社は、金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

投資不動産 302,876千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金 31,800千円

長期借入金 137,800千円

計 169,600千円

2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 404,316千円

(2) 投資不動産の減価償却累計額 19,572千円

損益計算書に関する注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都台東区	(店舗) 串カツ田中浅草橋店	建物 機械及び装置 工具、器具及び備品 長期前払費用	14,549
神奈川県横浜市	(店舗) 串カツ田中大倉山店	機械及び装置 長期前払費用	576

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

串カツ田中浅草橋店及び串カツ田中大倉山店につきましては、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

また、減損損失の内訳は建物10,267千円、機械及び装置1,538千円、工具、器具及び備品915千円及び長期前払費用2,405千円であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,042,840株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年2月24日 定時株主総会	普通株式	90,258	60.00	平成28年11月30日	平成29年2月27日

(注) 1. 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株、平成29年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2. 1株当たり配当額のうち、30円00銭は東京証券取引所マザーズ上場に伴う記念配当であります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	106,499	35.00	平成29年11月30日	平成30年2月28日

(注) 当社は、平成29年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 99,920株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,355千円
未払費用	11,948千円
前受収益	8,529千円
減損損失	14,042千円
資産除去債務	25,728千円
一括償却資産損金算入限度超過額	7,574千円
その他	1,550千円
繰延税金資産小計	76,729千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	76,729千円

繰延税金負債

資産除去費用	△20,668千円
繰延税金負債合計	△20,668千円
繰延税金資産純額	56,061千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。

資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格は変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1ヵ月以内又は45日以内の支払期日であります。

借入金は、賃貸用不動産の取得及び店舗の新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る将来の金利リスクを軽減するために、金利スワップを利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

投資有価証券については、安全性の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

差入保証金については、取引開始時に差入先の信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜差入先の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、定期的に時価を把握しております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務課が適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,123,482	1,123,482	—
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	437,229	438,480	1,250
(3) 差入保証金	277,081	252,765	△24,315
資産計	1,837,793	1,814,728	△23,064
(1) 買掛金	352,069	352,069	—
(2) 長期借入金 (※)	573,100	576,540	3,440
負債計	925,169	928,609	3,440

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,062,677	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	400,000	—	—
差入保証金(※)	—	25,868	6,465	—
合計	1,062,677	425,868	6,465	—

(※) 差入保証金のうち、現時点において償還予定が確定していないものについては、記載しておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	200,287	179,937	110,396	40,080	31,800	10,600
合計	200,287	179,937	110,396	40,080	31,800	10,600

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のマンション（土地を含む。）を所有しております。

平成29年11月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,630千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	事業年度末日における時価
302,876	337,477

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、契約により取り決められた売却予定価額（消費税込み）を時価としております。

関連当事者に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	貫 啓二	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 30.7 間接 32.8	—	当社不動産賃 借契約の債務 被保証 (注)	50,301	—	—

（注）当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長貫啓二から債務保証を受けております。取引金額については、平成28年12月1日から平成29年11月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 229円35銭

1 株当たり当期純利益 36円23銭

（注）当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合、平成29年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年12月1日付で株式分割を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	：	3,042,840株
② 今回の分割により増加する株式数	：	6,085,680株
③ 株式分割後の発行済株式総数	：	9,128,520株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	：	28,800,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	：	平成29年11月15日
② 基準日	：	平成29年11月30日
③ 効力発生日	：	平成29年12月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、「一株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更))

当社は、平成29年12月7日開催の取締役会において、平成30年6月1日(予定)を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制に移行すること、及び分割準備会社として当社100%出資の子会社「株式会社申カツ田中分割準備会社」を設立することを決議いたしました。

また、当社は、平成30年1月12日開催の取締役会において、飲食事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約の締結を承認することを決議いたしました。

本件分割後の当社は、平成30年6月1日(予定)で商号を「株式会社申カツ田中ホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更)につきましては、平成30年2月27日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

1. 会社分割による持株会社体制への移行

(1) 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、「申カツ田中の申カツで、一人でも多くの笑顔を生むことにより、社会貢献する。」という企業理念のもと、「申カツ田中」の単一ブランドで関東圏を中心に全国規模で飲食事業を展開しています。全国1,000店体制を構築し、「申カツ田中」の申カツを、日本を代表する食文化にすることを目標としています。

外食産業を取り巻く環境は、世界的な景気後退を背景とした生活防衛意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。

当社は、今後も当社事業の持続的な成長を実現させるためには、経営資源の効率的な配分と、競合他社との競争力強化、事業展開上生じるリスクの管理を可能とする体制の整備を図ることが必要と判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化されたコーポレートガバナンス体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力及び効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成29年12月 7 日
分割準備会社の設立	平成29年12月26日
吸収分割契約承認取締役会	平成30年 1 月12日
吸収分割契約締結	平成30年 1 月12日
吸収分割契約承認時株主総会 (当社及び承継会社)	平成30年 2 月27日 (予定)
吸収分割の効力発生日	平成30年 6 月 1 日 (予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、当社100%出資の分割準備会社である株式会社申カツ田中分割準備会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とし、当社の事業のうち、飲食事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社申カツ田中分割準備会社は、本件分割に際して普通株式900株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社申カツ田中分割準備会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に定めるものを当社から承継いたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本件分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しております。

3. 本件分割の当事会社の概要

[当事会社の概要]

	分割会社 平成29年11月30日現在		承継会社 平成29年12月26日設立時現在	
(1) 名称	株式会社申カツ田中		株式会社申カツ田中分割準備会社	
(2) 所在地	東京都品川区東五反田一丁目7番6号		東京都品川区東五反田一丁目7番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 貫 啓二		代表取締役社長 貫 啓二	
(4) 事業内容	飲食事業		飲食事業	
(5) 資本金	565百万円		1百万円	
(6) 設立年月日	平成14年3月20日		平成29年12月26日	
(7) 発行済株式数	[※]9,128,520株		100株	
(8) 決算期	11月末日		11月末日	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ノート	32.86%	株式会社申カツ田中	100%
	貫 啓二	30.72%		
	貫 花音	3.94%		
	田中洋江	3.77%		
	株式会社SBI証券	1.35%		
	日本証券金融株式会社	1.19%		
	松井証券株式会社	0.49%		
	畦地 徹	0.41%		
	グローバル・タイガー・ファ ンド4号投資事業有限責任組 合	0.40%		
	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	0.38%		

(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役1名を派遣しております。
	取引関係	営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（平成29年11月期）		
純資産	2,093百万円（単体）	1百万円（単体）
総資産	3,665百万円（単体）	1百万円（単体）
一株当たり純資産	[※] 229.35円（単体）	10,000円（単体）
売上高	5,529百万円（単体）	
営業利益	387百万円（単体）	
経常利益	520百万円（単体）	
当期純利益	327百万円（単体）	
一株当たり当期純利益	[※] 36.23円（単体）	

（注）1. 分割会社は、平成30年6月1日付で「株式会社串カツ田中ホールディングス」に商号変更予定です。

2. 承継会社は、平成30年6月1日付で「株式会社串カツ田中」に商号変更予定です。

3. 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

[※] 分割会社は、平成29年12月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しました。これに伴い、平成29年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、発行済株式数、一株当たり純資産及び一株当たり当期純利益を算定しております。

[分割する事業部門の概要]

(1) 分割する部門の事業内要
飲食事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成29年11月期実績）

	分割事業 (a)	当社実績（単体） (b)	比率 (a ÷ b)
売上高	5,529百万円	5,529百万円	100%
売上総利益	3,387百万円	3,387百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成29年11月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	712百万円	流動負債	588百万円
固定資産	一百万円	固定負債	98百万円
合計	712百万円	合計	686百万円

（注）上記金額は平成29年11月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

4. 本件分割後の状況（平成30年6月1日現在(予定)）

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社串カツ田中ホールディングス （平成30年6月1日付で「株式会社串カツ田中」より商号変更予定）	株式会社串カツ田中 （平成30年6月1日付で「株式会社串カツ田中分割準備会社」より商号変更予定）
(2) 所在地	東京都品川区東五反田一丁目7番6号	東京都品川区東五反田一丁目7番6号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 貫 啓二	代表取締役社長 貫 啓二
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理など	飲食事業
(5) 資本金	300百万円 （平成30年6月1日付で資本金の額の減少を行う予定です。）	10百万円
(6) 決算期	11月末日	11月末日

（注）分割会社の資本金の額は、平成30年6月1日付で行われる予定の資本金の額の減少後の金額を記載しております。

(資本金の額及び資本準備金の額の減少)

平成30年1月12日開催の取締役会において、平成30年2月27日開催の定時株主総会に「資本金の額及び資本準備金の額の減少」について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、行うものであります。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

資本金の額568,156千円を268,156千円減少して、300,000千円といたします。

資本準備金の額558,156千円を458,156千円減少して、100,000千円といたします。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 取締役会決議日 | ： 平成30年1月12日 |
| (2) 株主総会決議日 | ： 平成30年2月27日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | ： 平成30年5月27日 |
| (4) 効力発生日 | ： 平成30年6月1日 |

(固定資産の譲渡)

当社は、平成29年11月15日開催の取締役会において、賃貸用不動産として所有している固定資産の譲渡を決議いたしました。

1. 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質の強化を図るため保有資産の見直しを行い、下記の資産を譲渡することといたしました。

2. 譲渡する相手会社の名称

譲渡先につきましては、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先は法人であり、当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び重要な取引関係はなく、譲渡先は当社の関連当事者にも該当いたしません。

3. 譲渡資産の内容

資産の内容	賃貸用不動産
所在地	東京都杉並区阿佐ヶ谷北
譲渡価格	337,477千円

4. 譲渡予定日

平成30年1月31日

5. 当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡により、平成30年11月期において固定資産売却益27,809千円を特別利益として計上する予定です。

~~~~~  
(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年1月23日

株式会社申カツ田中  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 工藤雄一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社申カツ田中の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は持株会社体制に移行するため、平成30年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同日付で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年1月26日

株式会社申カツ田中 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 社外監査役（常勤監査役） | 西 | 川 | 勝 | 久 | ㊞ |
| 社外監査役        | 深 | 見 | 浩 | 一 | ㊞ |
| 社外監査役        | 佐 | 藤 | 信 | 之 | ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

第16期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、増配することといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき35円（前期に比べ5円増配）  
総額 106,499,400円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年2月28日

## 第2号議案 持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、「申カツ田中の申カツで、一人でも多くの笑顔を生むことにより、社会貢献する。」という企業理念のもと、「申カツ田中」の単一ブランドで関東圏を中心に全国規模で飲食事業を展開しています。全国1,000店体制を構築し、「申カツ田中」の申カツを、日本を代表する食文化にすることを目標としています。

外食産業を取り巻く環境は、世界的な景気後退を背景とした生活防衛意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。

当社は、今後も当社事業の持続的な成長を実現させるためには、経営資源の効率的な配分と、競合他社との競争力強化、事業展開上生じるリスクの管理を可能とする体制の整備を図ることが必要と判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化されたコーポレートガバナンス体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力及び効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

以上の理由により、平成30年6月1日をもって持株会社に移行するため、当社の営む事業のうち、飲食事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

株式会社申カツ田中（以下、「甲」という。）と株式会社申カツ田中分割準備会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、飲食事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第一条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社申カツ田中

住所：東京都品川区東五反田一丁目7番6号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社申カツ田中分割準備会社

住所：東京都品川区東五反田一丁目7番6号

#### 第二条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第三条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式900株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。



#### 第四条 (乙の資本金等の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |     |          |                         |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金      | 9,000,000円              |
| (2) | 資本準備金    | 0円                      |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金    | 0円                      |
| (5) | その他利益剰余金 | 0円                      |

#### 第五条 (効力発生日)

効力発生日は、平成30年6月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第六条 (株主総会の承認)

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会決議については、効力発生日の前日までに、これを行う。

#### 第七条 (商号変更)

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、株式会社申カツ田中ホールディングスに、乙は、株式会社申カツ田中に、それぞれ商号変更するものとする。

#### 第八条 (競業避止義務)

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務は負わない。



## 第九条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

## 第十条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第十一条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

平成30年1月12日

甲 東京都品川区東五反田一丁目7番6号  
株式会社申カツ田中  
代表取締役社長 貫 啓二 ㊟

乙 東京都品川区東五反田一丁目7番6号  
株式会社申カツ田中分割準備会社  
代表取締役社長 貫 啓二 ㊟

## 別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、原材料及び貯蔵品、前払費用、未収入金、その他流動資産。

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受収益、その他流動負債。

#### (2) 固定負債

本件事業に属する預り保証金。

### 3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生の直前において甲が締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利の一切。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、フランチャイズ契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、不動産賃貸契約、保守契約、リース契約、派遣契約、金銭消費貸借契約は除く。

#### (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社である株式会社申カツ田中分割準備会社は新たに普通株式900株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

##### ② 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

- |    |          |                         |
|----|----------|-------------------------|
| 1) | 資本金      | 9,000千円                 |
| 2) | 資本準備金    | 0円                      |
| 3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| 4) | 利益準備金    | 0円                      |
| 5) | その他利益剰余金 | 0円                      |

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、平成29年12月26日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 科目     | 金額    | 科目       | 金額    |
|--------|-------|----------|-------|
| (資産の部) |       | (負債の部)   |       |
| 流動資産   | 1,000 | 流動負債     | —     |
| 現金預金   | 1,000 | 固定負債     | —     |
| 固定資産   | —     |          |       |
|        |       | 負債合計     | —     |
|        |       | (純資産の部)  |       |
|        |       | 株主資本     | 1,000 |
|        |       | 資本金      | 1,000 |
|        |       | 資本剰余金    | —     |
|        |       | 利益剰余金    | —     |
|        |       | 純資産合計    | 1,000 |
| 資産合計   | 1,000 | 負債・純資産合計 | 1,000 |

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、第2号議案「持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成30年6月1日（予定）をもって、これまでの体制から持株会社（同日付で「株式会社申カツ田中ホールディングス」へ商号変更予定）へ移行いたします。これに伴い、第2号議案が承認可決され、本件吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、平成30年6月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>（商号）</p> <p>第1条</p> <p>当社は、株式会社申カツ田中と称する。<br/>英文ではKUSHIKATSU TANAKA CO.と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>（商号）</p> <p>第1条</p> <p>当社は、株式会社申カツ田中ホールディングスと称する。<br/>英文では <u>KUSHIKATSU TANAKA HOLDINGS CO.</u>と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条</p> <p>当社は、<u>次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 ～ 5 （条文省略）</p> <p>第 3 条～第47条 （条文省略）</p> <p>第 8 章 附則</p> <p>第48条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>1 ～ 5 （現行どおり）</p> <p>第 3 条～第47条 （現行どおり）</p> <p>第 8 章 附則</p> <p>第48条（現行どおり）</p> <p><u>（効力発生日）</u></p> <p><u>第49条</u></p> <p><u>第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）の変更は、平成30年 2 月27日開催予定の定時株主総会に付議される持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である平成30年 6 月 1 日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p> |

#### 第4号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理を行うものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないことから、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではなく、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

- ① 減少する資本金の額及び資本準備金の額  
    資本金の額568,156,920円のうち268,156,920円  
    資本準備金の額558,156,920円のうち458,156,920円
- ② 増加するその他資本剰余金の額  
    その他資本剰余金 726,313,840円
- ③ 効力発生日  
    平成30年6月1日

第5号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数(株) |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1     | ぬき けい じ<br>貫 啓 二<br>(昭和46年1月27日生)     | 平成元年4月 トヨタ輸送株式会社 入社<br>平成10年11月 個人事業にて飲食業を創業<br>平成14年3月 ケーJeeグラッシーズ有限公司(現当社) 設立<br>代表取締役社長(現任)<br>平成25年10月 NOTE INC. 設立 代表取締役<br>平成27年8月 株式会社ノート 設立<br>代表取締役(現任)<br>平成29年12月 株式会社申カツ田中分割<br>準備会社 設立 代表取締役社長(現任)   | 2,805,000        |
| 2     | た なか ひろ え<br>田 中 洋 江<br>(昭和46年12月1日生) | 平成5年4月 株式会社アイアンドエス(現株式会社アイアンドエス・ビービーディオー) 入社<br>平成11年1月 貫啓二の個人事業に入社<br>平成14年3月 ケーJeeグラッシーズ有限公司(現当社) 入社<br>平成18年3月 有限会社WASHER 設立 代表取締役<br>平成23年10月 当社取締役<br>平成27年2月 当社取締役副社長企画部長<br>平成28年12月 当社取締役副社長マーケティング部長(現任) | 344,400          |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数(株) |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3         | こん どう あき ひと<br>近 藤 昭 人<br>(昭和46年10月27日生)    | 平成 7 年 9 月 株式会社プロントコーポ<br>レーション 入社<br>平成26年 1 月 当社入社 執行役員<br>平成27年 2 月 当社取締役店舗開発部長<br>平成28年12月 当社取締役店舗企画部長<br>(現任)                                | 14,400           |
| 4         | さか もと とし お<br>坂 本 壽 男<br>(昭和51年 4 月 2 日生)   | 平成12年 4 月 日本酸素株式会社(現大陽<br>日酸株式会社) 入社<br>平成16年12月 新日本監査法人(現新日本<br>有限責任監査法人) 入社<br>平成27年 2 月 当社取締役管理部長(現<br>任)<br>平成29年12月 当社取締役管理部長兼経<br>営戦略室長(現任) | 14,400           |
| 5         | おお す が のぶ ひろ<br>大須賀 伸 博<br>(平成 2 年 9 月25日生) | 平成23年 1 月 協和企業株式会社 入社<br>平成23年 5 月 当社入社<br>平成27年 2 月 当社執行役員<br>平成27年12月 当社取締役営業部長<br>平成28年12月 当社取締役営業本部長(現<br>任)                                  | 14,400           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式数(株) |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 6         | あかばね やす たか<br>赤羽根 靖 隆<br>(昭和21年8月5日生) | 昭和46年 7 月 日本電信電話公社(現日本<br>電信電話株式会社) 入社<br>平成11年 4 月 株式会社エヌ・ティ・テ<br>ィエムイー 取締役<br>平成11年 4 月 株式会社エヌ・ティ・テ<br>ィエムイー情報流通(現エ<br>ヌ・ティ・ティレゾナン<br>ト株式会社) 取締役<br>平成12年 4 月 同社 代表取締役副社長<br>平成13年 5 月 株式会社データ通信シス<br>テム(現株式会社DTS)<br>入社<br>平成13年 6 月 同社 代表取締役副社長<br>平成14年 4 月 同社 代表取締役社長<br>平成19年 4 月 株式会社MIRUCA 取締<br>役<br>平成22年 4 月 株式会社DTS 代表取締<br>役会長<br>平成26年 6 月 同社 特別顧問<br>平成28年 4 月 当社社外取締役(現任)<br>平成29年 6 月 特定非営利活動法人BHN<br>テレコム支援協議会 理<br>事(現任) | —                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤羽根靖隆氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は赤羽根靖隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 赤羽根靖隆氏は、株式会社D T S の代表取締役社長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、また、赤羽根靖隆氏は、既に1年10ヵ月の間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。
4. 赤羽根靖隆氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年10ヵ月となります。
5. 当社は赤羽根靖隆氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 候補者の所有する当社株式数は、平成29年11月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に平成29年12月1日付で行われた株式分割(1:3)を反映させた数値を記載しております。

## 第6号議案 監査役1名選任の件

監査役深見浩一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、石原直樹氏は、深見浩一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

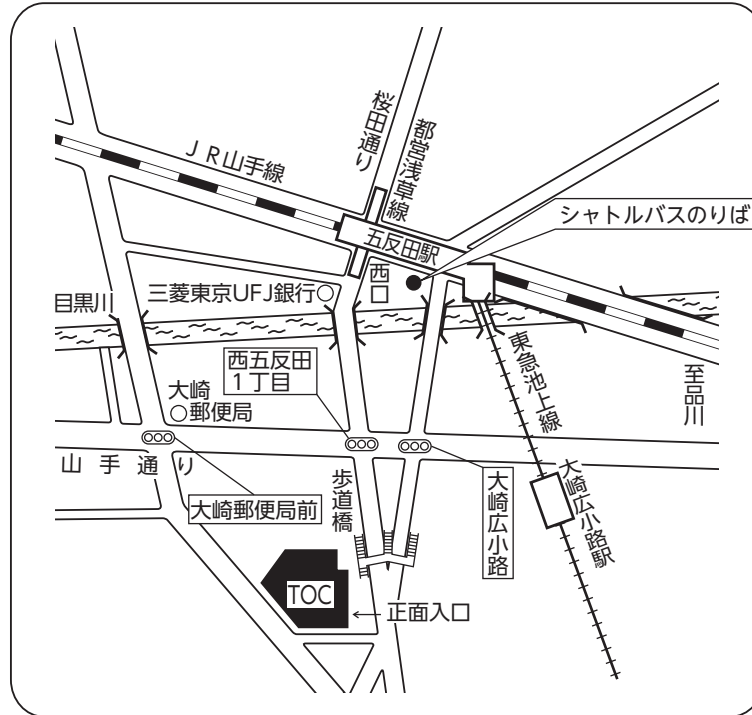
| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数(株) |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| いし はら なお き<br>石 原 直 樹<br>(昭和20年8月20日生) | 昭和44年4月 サントリー株式会社 入社<br>平成元年3月 ビーエス企画株式会社 代表取締役社長<br>平成7年1月 株式会社オリーブ(現サン<br>リーブ株式会社) 代表取<br>締役社長<br>平成10年1月 日本ペプシコーラ販売株<br>式会社(現サントリーヴィ<br>バレッジサービス株式会<br>社)代表取締役社長<br>平成13年4月 株式会社プロントコーポ<br>レーション 代表取締役<br>社長<br>平成17年6月 株式会社サンデーサン(現<br>株式会社ジョリーパスタ)<br>代表取締役社長<br>平成19年6月 株式会社ゼンショー 顧<br>問 | —                |

- (注) 1. 石原直樹氏は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 石原直樹氏は、社外監査役候補者であります。  
 なお、当社は石原直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 4. 石原直樹氏は、経営者としての知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 5. 石原直樹氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は石原直樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

## 株主総会会場のご案内図

■会場 東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
TOCビル 13階特別ホール134号会議室



### [交通]

・ JR山手線、都営浅草線、東急池上線五反田駅より…徒歩20分

五反田駅⇒TOCビル行き 無料シャトルバス…約8分

(おおむね8分間隔でJR五反田駅西口 野村證券ビル前から発着しております。)

・ 東急池上線大崎広小路駅より…徒歩15分